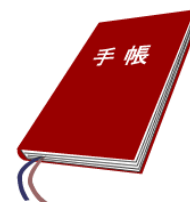


## 4 手帳を取得する



### ○どうして障害者手帳が必要なのか？

医師の診断書のみで受けられるサービスもありますが、手帳を取得することで、手帳の所持が条件となっているサービスも利用できるようになります。加えて、障害者雇用による就労や税の控除、手当など、より様々なサポートも受けることができるようになります。

### ○発達障害なら手帳をもらえるのか？

障害者手帳には①精神障害者保健福祉手帳（精神障害がある方）・②療育手帳（知的障害がある方）・③身体障害者手帳（身体障害がある方）の3種類があり、法令等で定める要件等を満たしていると認定された場合に交付を受けることができます。

発達障害は法律上、精神障害に含まれています。発達障害のある方のうち精神障害者保健福祉手帳の取得要件を満たしている方は手帳を取得できます。

### ○手帳の概要や取得までの手続きなどを知りたい

#### ●精神障害者保健福祉手帳

○概要 精神障害のある方が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。また、手帳を取得することで税控除や公共交通機関の運賃の割引を受けることができます。

○交付対象 精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制限を受けると判断された方に交付されます。

○申請に必要なもの等 57ページをご覧ください。

#### ●療育手帳

○概要 知的障害のある方が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。また、手帳を取得することで税控除や公共交通機関の運賃の割引を受けることができます。

○交付対象 児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所（18歳以上）において知的障害があると判定された方に交付されます。

○申請に必要なもの等 58ページをご覧ください。

### ○手帳には等級があるって聞いたけど？

障害者手帳は障害の程度（重さ）によって等級が分けられています。

※以下は広島市の場合

手帳の種類	等級	障害の程度
精神障害者 保健福祉手帳	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
療育手帳	Ⓐ	最重度
	A	重度
	Ⓑ	中度
	B	軽度